

農地の借受希望者の募集と、農地の貸付希望者の受付開始 ～農地中間管理事業で有利に規模拡大を！～

公益社団法人あおもり農林業支援センターでは、去る3月19日に県から農地中間管理機構の指定を受け、農地中間管理事業を実施しています。

この事業は、経営規模を縮小する出し手農家から機構（公益社団法人あおもり農林業支援センター）が農地を借り入れ、公募により、公表された規模を拡大する受け手農家に、まとまった農地を貸し付けるものです。

受け手の公募は7月初旬から実施し、機構のホームページに公募内容等を掲載するほか、東通村つくり育てる農林水産課（農林振興グループ）の窓口に応募用紙を用意してありますので、是非応募してください。応募は、7月末、10月末、翌年1月末に取りまとめて翌月に公表することにしてあります。

また、公募を開始し農地を機構に貸したい希望者（出し手）についても受け付けを開始します。その受け付け開始時期は、東通村つくり育てる農林水産課（農林振興グループ）まで問い合わせください。

◆ 農地中間管理事業のメリット

【農地を貸す方】

- ① 契約期間が終われば農地は確実に戻ります。
- ② 機構が賃借料を支払ますので、安心・確実で、手間がかかりません。
- ③ 「特例付加年金」を受給できます。
- ④ 以下の要件を満たせば、「機構集積協力金」が受けられます。

| | 対 象 者 | 要 件 | 単 価 | | | |
|----------|---|--|-------------------------|---------|---------|-----|
| 地域集積協力金 | 市町村内の「地域」 ※「地域」とは、集落、大字、学区など外縁が明確な同一市町村の区域 | 「地域」内の農地の一定割合以上が、各年の12月末時点で機構に貸し付けられていること | 単価は、機構への貸付割合による（万円/10a） | | | |
| | | | 貸付割合 | H26～H27 | H28～H29 | H30 |
| | | | 2～5割以下 | 2.0 | 1.5 | 1.0 |
| | | | 5～8割以下 | 2.8 | 2.1 | 1.4 |
| | | | 8割超 | 3.6 | 2.7 | 1.8 |
| 経営転換協力金 | ・ 経営転換する農業者 ・ リタイアする農業者 ・ 農地の相続人 | 経営している全農地（10aを除くことが可能）を10年以上貸し付けし、かつ、受け手に貸し付けられること | 単価は、機構への貸付面積による（万円/戸） | | | |
| | | | 貸付面積 (ha) | 単 価 | | |
| | | | 0.5ha以下 | 30 | | |
| | | | 0.5～2.0ha以下 | 50 | | |
| | | | 2.0ha超 | 70 | | |
| 耕作者集積協力金 | 機構借受地の隣接農地を、 ア 自ら耕作する所有者 イ 当該農地を借入耕作する者 | 対象農地を10年以上貸し付けし、かつ、受け手に貸し付けられること | 単価は、次のとおり（万円/10a） | | | |
| | | | H26～H27 | H28～H29 | H30 | |
| | | | 2.0 | 1.0 | 0.5 | |

【農地を借りる方】

- ① 毎年の賃借料の払い込みは、機構に申し込めば、口座から自動振替が可能になり、手間がかかりません。
- ② 地主が複数いても、機構と契約するだけで済みます。
- ③ 機構からまとまった農地(受け手の要望に応じて簡易な基盤整備をする場合もある)を借り受けることで、農作業の効率化が可能です。

※ 農地中間管理事業の要件など詳細については、東通村つくり育てる農林水産課、機構または機構地域担当へご相談ください。

<問い合わせ先>

農地中間管理機構（公益社団法人あおもり農林業支援センター）
東通村つくり育てる農林水産課（農林振興グループ）

電話：017-773-3131
電話：27-2111（内線 130～134）